

(表面) ※両面印刷して使用してください。

買受申込書

物件番号 第1号

売払物件 トヨタ ラッシュ

申込金額
(税込)

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

(①+消費税+②+③+④)

内訳 ①車両税抜き額：_____円

②自動車重量税：_____円 (非課税)

③自賠責保険料：_____円 (非課税)

④リサイクル料：10,070円 (非課税)

計：_____円

ただし、上記金額には車体価格、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険料の残期間に応じた価格、リサイクル預託金、消費税及び地方消費税相当額を含みます。

また、別紙条件書、誓約事項、物件明細書及び公募公告に記載してある条件等について誓約・承諾の上、上記売払物件の買受を申し込みます。

令和 ____年 ____月 ____日

分任契約担当官

下越森林管理署村上支署長 井上 修三 殿

申 込 者 住 所

氏 名

電 話 番 号

(裏面)

条 件 書

- 1 売払物件の現状について、事前に確認、納得した上で買受けを申し込みます。隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品があっても補償及び補充は要求しません。
- 2 契約締結後、買受申込書で提示した契約金額を現金の場合 7 日以内に納付します（行政機関の休日を除く）。
- 3 物件の引き渡しは代金納入の日とします。また、買受人は引き渡し領収書を下越森林管理署村上支署に提出してください。
- 4 契約金額の納入が確認された後、15 日以内（行政機関の休日を除く。）に物件の引渡しを受けます。引渡しを受けた場合は受領書を下越森林管理署村上支署長へ提出します。
- 5 買受人はやむを得ない事由により前記搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、下越森林管理署村上支署長はその事由を審査して、その必要と認める期間の搬出延期を承認することができます。
- 6 前号により搬出期間延期の承認を受けようとする場合には、買受人はその延長期間に対し 1 日につき売払い代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければなりません。
- 7 引渡し後、10 日以内（行政機関の休日を除く）に名義変更及び変更した旨の記載された書類（自動車車検証等）を下越森林管理署村上支署長へ提出してください。
名義変更等に係る一切の費用は買受人の負担となります。
- 8 引渡し前迄に、売渡人の故意又は重大な過失による損害が生じた場合を除き、売渡物件の不具合等にかかる費用は、買受人の負担とします。
- 9 買受人が契約条件を履行しないときは、この契約の一部又は全部を解除されても異議を申し述べることはできません。
- 10 前項により契約を解除したときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として納付してください。
- 11 その他細部については、下越森林管理署村上支署長の指示に従います。